

林業関係制度金融早見表

資金の種類		融 資 (●)										債務保証 (○)		利子助成 (▲)					
窓 口		日本政策金融公庫 (主な資金)								栃木県 (環境森林部)					(独) 農林漁業信用基金				
資金の名称		林業基盤整備資金 (造林)	林業基盤整備資金 (利用間伐推進)	森林整備活性化資金	農林漁業セーフティネット資金 (林業)	林業経営育成資金 (林地取得)	林業構造改善事業推進資金	農林漁業施設資金 (共同利用施設)	農林漁業施設資金 (主務大臣施設)	林業・木材産業改善資金	林業就業促進資金	特用林産振興資金	森林組合協業化促進資金	木材産業等高度化推進資金	債務保証 (注4)	木材産業体質改善対策事業のうち木材産業体質強化促進事業 (注4)	地域材利用促進緊急利子助成事業 (注7) ★	地域材供給増進事業のうち木造公共建築物・木質バイオマス活用施設の整備資金等に係る利子助成 (注4)	
										栃木県 (直接方式) 足利銀行、栃木銀行 (転貸方式)	栃木県林業労働力確保支援センター	栃木県森林組合連合会 (転貸方式により県内各森林組合)	農林中金 (預託)	足利銀行、栃木銀行 (預託)					
										設備資金	就業資金	運 転 資 金							
融資条件	利 率 (%)	0.16~1.17	0.2	無利子	0.16	0.16~0.2	0.2~1.35	0.16~0.2	0.16~0.2	無利子	無利子	年利 (1.28%)	県森連：年利 (1.6%) 森林組合：年利 (1.7%)	1.30~1.60 (0.90~1.20) (注3)	1.00~1.30 (0.60~0.90) (注3)	<保証料率> 0.10~1.80	借入金利 (最大3%) の 1/2、2/3を助成 (注6)	借入金利を最大 2%まで助成	借入金利を最大 2%まで助成
	利子助成期間 (年)	-	-	-	-	15★	※経営管理実施権の設定を受けた者 (10) ※設定を受けられるとして県が公表した者 (5)	15★	15★	-	-	-	-	-	-	-	7	15	15
	償 還 期 限 (以内/年)	30~55	20	30	10	25~35	20	20	15	10	20	1 (当該年度内)	2 (当該年度内)	1	5	<保証期間> 設備資金10~15連 転貸資金1~5	7	-	-
	据 置 期 間 (以内/年)	20~35	20	20	3	25	3	3	3	3	-	1 (当該年度内)	2 (当該年度内)	-	1	-	7	15	15
	融 資 率 (%)	80~90	100、90	無利子部分の割合が 2/7、1/2、3/5	-	80~100	80	80	80	100	-	-	県が農林中金へ預託 (2.5倍協調)	100	100	一般資金、80%保証、制度資金等、100%保証	※事業実施主体 全国木材協同組合連合会	※事業実施主体 全国木材協同組合連合会	※事業実施主体 特定非営利法人 活木活木ネットワーク
限 度 額	-	-	-	600万円 (例外有)	林業経営改善計画 認定の有無により異なる	・補助 負担額の80% ・非補助 負担額の80%又は〔素材生産施設5,000万円※ 経営管理実施権の設定を受けた林業者は1億円、加工施設3億円、流通施設15,000万円、等〕のいずれか低い額。 ・21世紀・林業経営改善計画：負担額の80%	・補助：負担額の80% ・非補助 一般：負担額の80% 又は〔加工施設3億円、流通施設15,000万円〕のいずれか低い額。	個人：1,500万円 会社：3,000万円 会社以外の団体：5,000万円 (木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合、それぞれ1億円)	研修資金： 5~15万円以内/月 準備資金：150万円以内 認定事業者への貸付けは上記の80%	個人：200万円 協業体：300万円	5千万円~1億円 (特認あり)	-	-	-	-	-	-		
貸付対象者		林業を営む者(個人、会社等) 森林組合連合会、森林組合、農業協同組合	林業を営む個人、法人、森林組合、森林整備法人で、利用間伐に係る計画認定者	林業を営む者で、林業経営改善計画と森林整備合理化計画の認定者 (注1)	林業経営改善計画認定者等	林業を営む個人、法人、森林組合連合会、森林組合、森林整備法人等	林業を営む個人・法人、森林組合連合会、森林組合、農協同組合	森林組合連合会、森林組合、農業協同組合	林業を営む者、個人・会社 生産森林組合、等	林業従事者、木材産業を営む者、これらの組織する団体等	林業就業予定者 認定事業主	きのこ類販売を行う個人又は協業体	森林組合連合会、森林組合	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者、市場開設者等で合理化計画等の認定者	農林漁業信用基金 に出資する林業者・木材産業者等(注5)	製材業、合板製材業等の木材関連事業者及び木材関連事業者等の組織する団体	林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けた林業者等	木造公共建築物及び木質バイオマス活用施設を整備する団体	
資金使 途	森 林 ・ 素 材	森林又は立木を取得したい				●				●				●	○		▲		
		素材・木材製品を購入したい												●	○				
		造林・間伐などの森林整備をしたい	●	●	●					●			● (注2)	●	○				
	機 械 ・ 施 設	作業道を整備したい	●	●	●					●						○			
		作業機械を購入したい	●	●	●			●	●	●						○		▲	
		樹苗養成施設を作りたい						●	●	●						○		▲	
		林産物の処理・加工・流通・販売施設を作りたい						●	●	●						○		▲	▲
		特用林産物の処理・加工・流通・販売施設を作りたい						●	●	●						○		▲	
		きのこと栽培用原木等の取得及び種菌を購入したい										●							
		バイオマス活用施設を作りたい							●	●						○		▲	▲
木造公共建築物を作りたい・内装を木質化したい																		▲	
経 営 ・ 技 術	施業集約化をしたい								●						○				
	新技術・新商品の開発を行う								●						○				
運 転 資 金	長期の運転資金が必要				●										○				
	短期の運転資金が必要										●	●	●	●	○				
借 換	公庫資金・民間資金の借換をしたい		●																
就 業	林業に就業するために必要な技術等習得研修を受講したい									●									
	林業に就業するために必要な移動その他事前活動に必要な準備をしたい									●									

本表中の各資金の利率は、平成31年2月21日現在のものです。最新の貸付利率は、日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。  
 (注1) 林業基盤整備資金(造林又は利用間伐推進)を併せて借りたい方が対象となります。  
 (注2) 栃木県森林組合連合会及び栃木県林業労働力確保の促進に関する法律に基づき認定を受けている森林組合が所属員及び組合員の委託をうけて行う事業に限られます。  
 (注3) 利率欄の( )内は、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を受ける場合の利率を表します。  
 (注4) 債務保証及び利子助成の対象は、民間金融機関からの借入れに限られます。  
 (注5) 具体的な対象業種は、造林林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、森林組合、木材卸売業者、木材市場開設者等です。  
 (注6) 2/3の助成率が適用されるのは、木くず焚ボイラー、木質バイオマス発電施設及びこれらの施設により生じた熱等を利用した人工乾燥設備の導入等に限られます。  
 (注7) 利子助成の対象は、一部を除き、公庫資金の借入れに限られます。